

不妊治療助成事業																														
目的	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療の要する経費の一部を助成する。																													
根拠	(府) 不妊治療給付事業助成費補助金交付要綱 (平15.8.5 京都府告示第422号) (国) 特定不妊治療費助成事業助成金交付要綱 (平16.7.30 京都府告示第485号)																													
制 度 の 概 要	事業名	不妊治療等給付事業助成事業 (府単) 特定不妊治療助成事業 (国庫)																												
	創設年度	平成15年度 平成16年度																												
	対象治療	<ul style="list-style-type: none"> 一般不妊治療 保険適用の治療(治療の一環として行う検査を含む)及び人工授精 不育治療 保険適用の検査、治療 ※㉗経済対策実施前の男性不妊(～㉘経過措置) 保険適用外(TESE、MESA) <ul style="list-style-type: none"> 体外受精(培養器内で受精後、体内に戻す方法) 顕微授精(顕微鏡下で受精後、体内に戻す方法) 男性不妊治療 保険適用外(TESE、MESA等) ※これらに付随する検査を含む ※卵子採取以前に中止した場合を除く																												
	保険適用	有(人工授精は無) ※男性不妊(～㉘経過措置)は無 無																												
	医療費	<ul style="list-style-type: none"> 一般 保険適用 約12万円/年 人工授精 約7.5万円/年 不育 約20万円/1回の妊娠 体外受精 約30万円/回 顕微授精 約40万円/回 男性(TESE等) 約30～50万円/回																												
	助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> 府内に1年以上居住する夫婦(事実婚を含む。) ※男性不妊(～㉘経過措置)は法律婚のみ <ul style="list-style-type: none"> 配偶者(居住年数要件はなし) 府単費は、治療開始から申請時まで府内(京都市を除く)居住 																												
	給付内容	自己負担額の1/2 <ul style="list-style-type: none"> 一般 1年度上限10万円(保険適用のみは6万円) 不育 1回の妊娠につき上限10万円 ※男性不妊(～㉘経過措置) 1年度上限20万円(MESA5万円) 体外受精、顕微授精を要する自己負担額 <ul style="list-style-type: none"> 1回の治療につき上限15万円(初回治療に限り30万円)又は7.5万円 男性不妊(TESE等)を行った場合は上限20万円上乗せ ※斜体字は㉗経済対策から実施																												
	助成回数	制限なし <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>国制度</td> <td>府制度㉖～</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>39歳以下</td> <td>6回</td> <td>4回</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>40歳以上</td> <td>3回</td> <td>7回</td> <td>10回</td> </tr> </table> ※㉖までに助成を受けた者は、経過措置あり		国制度	府制度㉖～	計	39歳以下	6回	4回	10回	40歳以上	3回	7回	10回																
		国制度	府制度㉖～	計																										
	39歳以下	6回	4回	10回																										
40歳以上	3回	7回	10回																											
所得制限	なし	あり 年間所得730万円未満(夫婦合算) (男性不妊は所得制限なし)																												
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の指定なし(他府県府外の医療機関を含む) 審査方法は市町村担当者による書面審査 	<ul style="list-style-type: none"> 基準により知事が医療機関を指定(他府県の医療機関は、その所在地で指定されていれば、指定医療機関とみなす。) 審査方法は府担当者による審査 																												
事業主体	市町村	京都府																												
負担割合	府 1/2、市町村 1/2	国 1/2、府 1/2 <京都市を除く>																												
⑳当初予算	72,800千円 (㉘当初 73,124千円) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 予算額計 288,210千円 </div>	▶府助成分 214,724千円 (㉘当初 211,660千円) ▶事務費 686千円																												
事実婚の状況	平成28年度 (人) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実人数</th> <th>うち難産</th> <th>割合</th> <th>不育症</th> <th>うち難産</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府計</td> <td>3,721</td> <td>14</td> <td>0.4%</td> <td>92</td> <td>1</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>京都市</td> <td>1,971</td> <td>9</td> <td>0.5%</td> <td>44</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,750</td> <td>5</td> <td>0.3%</td> <td>48</td> <td>1</td> <td>1.1%</td> </tr> </tbody> </table> ※事実婚の確認方法 19市町村が住基			実人数	うち難産	割合	不育症	うち難産	割合	府計	3,721	14	0.4%	92	1	2.3%	京都市	1,971	9	0.5%	44	0	-	その他	1,750	5	0.3%	48	1	1.1%
	実人数	うち難産	割合	不育症	うち難産	割合																								
府計	3,721	14	0.4%	92	1	2.3%																								
京都市	1,971	9	0.5%	44	0	-																								
その他	1,750	5	0.3%	48	1	1.1%																								

不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱

〔平成 15 年 8 月 5 日〕
〔京都府告示第 422 号〕

改正 平成 22 年 11 月 16 日告示第 557 号

改正 平成 23 年 3 月 25 日告示第 156 号

改正 平成 26 年 9 月 26 日告示第 536 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日告示第 192 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、総合的な少子化対策の一環として、不妊症及び不育症のため子を希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図るため、市町村が実施する不妊治療等給付事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 医療機関において不妊症と診断された対象者が不妊治療（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び別表第 1 に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に基づく療養の給付（以下「療養の給付」という。）の対象となるものに限る。）又は人工授精に対して医療費を負担した場合に、その負担した医療費の一部を市町村が助成する事業（以下「一般不妊治療給付事業」という。）
 - (2) 医療機関において男性の不妊症と診断された対象者が体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引法その他の精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術に対して医療費を負担した場合に、その負担した医療費（府又は市町村が特定不妊治療に係る医療費の一部を助成した場合にあっては、当該助成の対象となった医療費を除く。）の一部を市町村が助成する事業（以下「男性不妊治療給付事業」という。）
 - (3) 医療機関において不育症又はその疑いがあると診断された対象者が不育症の原因を特定するための検査又は不育症の治療（いずれも療養の給付の対象となるものに限る。）に対して医療費を負担した場合に、その負担した医療費の一部を市町村が助成する事業（以下「不育治療等給付事業」という。）
- 2 前項各号の事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
- (1) 府内に 1 年以上住所を有する夫婦（一般不妊治療給付事業のうち不妊治療に係る医療費の一部を助成する事業及び不育治療等給付事業にあっては、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）であること。
 - (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条に規定する扶助を受けている世帯に属する者でないこと。
 - (3) 一般不妊治療給付事業のうち不妊治療に係る医療費の一部を助成する事業及び不育治療等給付事業にあっては、医療保険各法に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者であること。
- 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第 2 に定めるところとする。

(交付申請)

第 3 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請書は、別記第 1 号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第 4 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別記第 2 号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(書類の経由)

第 5 条 この要綱に基づき提出する書類は、京都市以外の場合にあっては、当該市町村の区域を所管する京都府保健所の長を経由するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成 22 年告示第 557 号）

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日以降の診療分から適用する。

附 則（平成 23 年告示第 156 号）

この告示は、平成 22 年 11 月 16 日から施行し、この告示による改正後の不妊治療給付事業助成費補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則（平成 23 年告示第 156 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 536 号）

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、この告示による改正後の不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、同日以後の診療分から適用する。

附 則（平成 29 年告示第 192 号）

1 この告示は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

2 この告示による改正後の不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の補助金から適用し、平成 28 年 1 月 20 日前に終了した診療に係る医療費については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

- 1 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- 2 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- 3 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- 4 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- 5 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

別表第 2（第 2 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
1 一般不妊治療給付事業	次に掲げる医療費に対して市町村が助成する事業に要した経費 (1) 対象者が不妊治療（療養の給付の対象となるものに限る。）に対して負担した医療費（医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより不妊治療に要する費用に対し給付（以下「付加給付」という。）を受けた場合は、当該医療費から当該付加給付の額を控除した額） (2) 対象者が人工授精に対して負担した医療費	1 対象者ごとに(1)及び(2)の医療費の額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額の合計額(当該合計額が1対象者につき1年度当たり10万円((1)の医療費のみに対して助成するときは、6万円)を超えるときは、当該合計額から当該超える額を控除した額)	補助基本額に2分の1を乗じて得た額以内の額
2 男性不妊治療給付事業	次に掲げる医療費（他の助成措置の対象となるものを除く。）に対して市町村が助成する事業に要した経費 (1) 対象者が精巣内精子生検採取法による手術その他の精子を精巣から採取するための手術に対して負担した医療費 (2) 対象者が精巣上体内精子吸引法による手術その他の精子を精巣上体から採取するための手術に対して負担した医療費	1 対象者ごとに(1)の医療費の額に2分の1を乗じて得た額及び(2)の医療費の額に2分の1を乗じて得た額（(2)の医療費の額に2分の1を乗じて得た額が1対象者につき1回当たり5万円を超えるときは、5万円）の合計額（当該合計額が1対象者につき1年度当たり20万円を超えるときは、20万円）	
3 不育治療等給付事業	対象者が不育症の原因を特定するための検査及び不育症の治療（いずれも療養の給付の対象となるものに限る。）に対して負担した医療費（付加給付を受けた場合は、当該医療費から当該付加給付の額を控除した額）	1 対象者ごとに医療費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額が1対象者につき1回の妊娠当たり10万円を超えるときは、10万円）	

別記

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村長 印

年度不妊治療等給付事業助成費補助金交付申請書

不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 2 不妊治療等給付事業助成費補助金所要額調書
- 3 添付書類
年度歳入歳出予算書抄本

第2号様式（第4条関係）

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村長 印

年度不妊治療等給付事業助成費補助事業実績報告書

年 月 日京都府指令第 号により補助金交付決定の通知を受けた事業が完了したので、不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 不妊治療等給付事業助成費補助事業収支精算書
- 2 不妊治療等給付事業助成費補助事業内訳書
- 3 年度歳入歳出決算見込書抄本